

「宅建アソシエイト」について

(公財) 不動産流通推進センター

「宅地建物取引業従事者に対する「体系的な研修」の実施について」(平成30年2月20日「初任従業者教育研修連絡協議会」構成六団体申合せ(別紙1))に基づき、以下のとおり、平成30年度より、「宅建アソシエイト」事業を実施する。

1. 趣旨

上記六団体申合せは、平成28年改正宅地建物取引業法において、事業者団体は宅地建物取引士等に対して多様な分野に係る体系的な研修を実施するよう努めなければならないこととされたことに基づいて行われたものである。

その中で、「1. 的確な初任従業者教育の実施等」として、「宅地建物取引業に従事する者に対しては、各事業者団体、各企業等において的確な初任従業者教育を行うとともに、さらなる自主学習や研修の受講、宅建業法に基づく登録講習の受講、あるいはコンプライアンスの徹底・インスペクション関連知識の習得等を促進し、資質向上に努める。」とされたところである。

また、「3. 継続的な資質向上の推進」として、「(公財)不動産流通推進センターは、各事業者団体における取組を積極的に支援するとともに、(中略)広く宅地建物取引業に従事する者の資質向上に資する教育研修事業の充実強化に努める。」とされたところである。

以上に基づき、「的確な初任従業者教育の実施等」を一層推進するために、このような取組のインセンティブとして、当センターにおいて、初任従業者教育から始まる体系的な教育研修プロセスを経て宅地建物取引業従事者として十分な能力を有するに至った者の能力証明として、「宅建アソシエイト」の資格を付与する事業を行うこととする。

このような「宅建アソシエイト」の資格認定が普及することにより、宅地建物取引士資格の取得推進と相まって、宅地建物取引業従事者に対する国民の信頼の向上に寄与することが期待される。

なお、「宅建アソシエイト」は、上記六団体申合せに基づく当センターの自主事業として、これに賛同する事業者団体との連携の下に実施することとする。

2. 制度の概要（別紙2参照）

(1)下記①～④のステップを修了・習得した者に対し（公財）不動産流通推進センター（推進センター）の認定資格として、「宅建アソシエイト」資格を付与する。

① 第1ステップ 初任研修等

全宅連の「不動産キャリアパーソン」、全日の「ステップ・アップ・トレーニング」、推進センターの「不動産基礎研修」等の初任従業者研修課程を受講することによって、不動産業に従事するに当たって必要な基礎的かつ実務的な知識を習得する。

② 第2ステップ 自主学習等

各団体による自主研修、OJT、推進センターの「スコアコンパクト版」等を受講し、実務経験2～3年に相当する実務的な知識を習得する。

③ 第3ステップ 登録講習

宅建業法に基づく「登録講習」を受講することにより、宅建従事者として十分な能力を有するために必要な法的知識等を習得する。

④ 第4ステップ 修了課程

推進センターが実施する修了課程を受講することにより「コンプライアンス」「インスペクション」「瑕疵担保責任保険」等の基礎知識を習得する。

⑤ 認定

上記①～④のステップ修了者を推進センターが「宅建アソシエイト」として認定し、認定証明書を発行する。

(2)「宅建アソシエイト」は、売買仲介において一人でも現地案内ができるような、宅建業従事者として十分な能力を有することを認定するものである。

(3)「宅建アソシエイト」取得者はさらに「宅建士」資格の取得を目指すことが推奨される。

(4)既に宅地建物取引士の資格を有する者が希望する場合には、一定のプロセスを経て「宅建アソシエイト」の資格を取得することも可能とする。

宅地建物取引業従事者に対する「体系的な研修」の実施について（案）

平成30年 2月20日

（一社）全国住宅産業協会
（公社）全国宅地建物取引業協会連合会
（公社）全日本不動産協会
（一社）不動産協会
（一社）不動産流通経営協会
（公財）不動産流通推進センター

平成28年の宅地建物取引業法の改正によって、事業者団体は宅地建物取引士等に対して多様な分野に係る体系的な研修を実施するよう努めなければならないこととされた。

（宅地建物取引業法第75条の2）

宅地建物取引業者を直接又は間接の社員とする一般社団法人は、宅地建物取引士等がその職務に関し必要な知識及び能力を効果的かつ効率的に習得できるよう、法令、金融その他の多様な分野に係る体系的な研修を実施するよう努めなければならない。

この研修を各事業者団体において実施するに当たっては、宅地建物取引業における従事者の資質向上の重要性に鑑み、団体相互の連携の下に、業界全体として取り組むことが重要である。

具体的には、初任従業者に対する教育研修については、我々六団体は平成8年以降、「初任従業者教育研修連絡協議会」を設置して共同の取組を行ってきたところであり、改めて、この協議会を活用して、業界を挙げて、改正宅建業法に基づく研修の推進に取り組むこととする。

法令、金融その他の多様な分野に係る体系的な研修について、具体的には、以下の取組を行う。

1. 的確な初任従業者教育の実施等

宅地建物取引業に従事する者に対しては、各事業者団体、各企業等において的確な初任従業者教育を行うとともに、さらなる自主学習や研修の受講、宅建業法に基づく登録講習の受講、あるいはコンプライアンスの徹底・インスペクション関連知識の習得等を促進し、資質向上に努める。

2. 宅地建物取引士等の資格取得の促進

宅地建物取引士は宅地建物取引に関する専門家であり、多くの宅地建物取引業従事者がこの資格を取得することが望まれる。このため、広く宅地建物取引業従事者に対して宅地建物取引士の資格を取得することを推奨する。

さらに、資格取得後も、高度な能力を有する宅地建物取引士として（公財）不動産流通推進センターが認定する「宅建マイスター」の資格を取得することを推奨する等、さらなる資質向上に向けて教育研修を推進する。

3. 継続的な資質向上の推進

上記1. 及び2. を推進するため、各事業者団体は実施する研修の充実強化に努める。

また、（公財）不動産流通推進センターは、各事業者団体における取組を積極的に支援するとともに、「フォローアッププログラム」、「不動産流通実務検定『スコア』」等、広く宅地建物取引業に従事する者の資質向上に資する教育研修事業の充実強化に努める。

以上

